

## 消費生活相談情報

### 注意！草刈機で大けが！

事例1 草刈機を使って草刈りをしていたところ、刃が石にぶつかって欠け、飛んできた破片があごに刺さった。

事例2 草刈機を使い、側溝をまたいで高い箇所  
の草を刈っていたところ、バランスを崩して片  
手を放してしまい、左足のふくらはぎに刃が当  
たって、筋肉が断裂するほどの深い傷を負った。



事例3 草刈機で草を刈っている途中、つる草が草刈機の刃に絡み、刃の回転が止まっ  
てしまった。回転停止操作をせずにつる草を取ったとたん、刃の回転が再開した。軍  
手が巻き込まれ、左手の人差し指を切断してしまった。

- エンジンやモーター等で動く草刈機（刈払機）は広く一般消費者にも利用されていますが、取り扱いには注意  
が必要な道具であり、重症に至る事故も毎年発生しています。使用する際は、その危険性を認識し、取扱説明  
書をよく読んで正しく使うようにしましょう。
- 欠けた刈刃の飛散による事故を防止するため、作業前に必ずカバーを取り付けておきましょう。作業場所を  
確認し、あらかじめ石などの障害物を除去することも大切です。
- 作業時の服装は、長袖長ズボンとし、保護メガネ、すね当て、ヘルメットなど適切な保護具を着用しましょう。
- 周囲の人を巻き込んだ事故も起きています。作業時は周囲に気を配り、無理な姿勢で作業を行わないように  
しましょう。

【お問い合わせ先】 町民生活課住民活動係 ☎ (62) 4472

## 特定疾患更新申請のお知らせ

「特定疾患（白色・桃色）」・「ウイルス性肝炎進行防止対策（緑色）」・「ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進  
事業）（核酸アナログ治療）（水色）」の各受給者証をお持ちの皆さまへお知らせします。

各医療受給者証の有効期間が平成25年9月30日となっている方で、10月1日以降も医療受給者証の継続を希望される方  
は、更新の申請が必要です。

○受付期間 平成25年7月1日（月）～9月30日（月）  
（※審査から交付までに時間を要しますので、お早めに申請されるようお願いいたします。）

○受付場所・お問い合わせ先  
北海道網走保健所 健康推進課 保健予防係  
網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局1階 ☎ 0152-41-0695（担当直通）

☆保健所では、難病などでお困りの方のご相談を受けています。  
お気軽にご相談ください。（電話番号 0152（41）0697）

<例>

- ・手足のふるえ、歩行困難、筋力の低下などの症状で、診断がつかずにお困りの方
- ・神経難病などの診断を受け、療養でお困りの方

※今年度より、例年小清水町内で実施していましたが「特定疾患医療受給者証等更新申請出張受付」は  
実施いたしませんので、直接、網走保健所で手続きされますようお願いいたします。

## 「心のボランティア講座」が開講されます

網走地方精神保健協会（会長：道立向陽ヶ丘病院院長佐々木信一、事務局：網走保健所）では、精神障がい者  
の社会復帰を支援するボランティアを養成する講座を次のとおり開講します。

- 1 開講日程 平成25年8月21日（水）、8月28日（水）、9月4日（水）、  
9月11日（水）、9月18日（水）、9月25日（水）  
午後1時30分～4時（ただし、実習は別途時間設定）
- 2 会場 網走保健所会議室  
網走市北7条西3丁目（オホーツク合同庁舎1階） 電話0152（41）0698
- 3 受講定員 30人
- 4 対象者 精神保健に興味のある方、ボランティア活動に興味のある方
- 5 参加費 無料
- 6 講座の内容（予定）

医師、当事者、ボランティアなどによる講義・講話及び地域活動支援センターでの実習など  
受講を希望される方は、次により応募してください。

### ◎応募方法

網走保健所健康推進課へ申込用紙にて郵送、ファックス、E-mailにより申し込んでください。

申込先 住所 093-8585 網走市北7条西3丁目  
電話 0152（41）0698 担当：芳浪、中田、高崎  
FAX 0152（44）4879  
E-mail yoshinami.masahide@pref.hokkaido.lg.jp

### ◎申込用紙設置機関

網走保健所、網走市役所、斜里町、清里町、小清水町、大空町の各役場、各市町保健センター、  
各市町社会福祉協議会、道立向陽ヶ丘病院

### ◎申込受付期間

平成25年7月1日～平成25年8月16日（但し、定員30名になり次第締め切らせていただきます。）

## 光ファイバーケーブルの切断にご注意ください！

現在、町内の広い地域に光ファイバーケーブルが敷設されています。

光ファイバーケーブルは、電話線と同じように電柱に共架され、電話線と同様に家庭内にも引き込まれており、  
法定高（一般道路の横断 4.5m、その他道路の横断 5m）以上でできる限り高い位置に添架していますが、断線  
させたり電柱を破損させた場合は、理由の如何を問わず、すべて原因者負担となります。

復旧には多額の費用と時間がかかるケースが多くありますので、近辺の光ファイバーケーブルや電話線など  
に十分注意くださるようお願いいたします。これから農作業の繁忙期を迎え、トラクターなどの大型機械や大型ダ  
ンプ等を走行される際には、くれぐれもご注意ください。

万が一、切断・破損させてしまったときは、すぐに下記へご連絡ください。

**NTT東日本北海道支店**  
**データセンター（故障担当） ☎ 0120（444）113**  
**企画財政課企画財政係 ☎（62）4471**